



徳之島町 景観計画画

概要版

令和8年2月

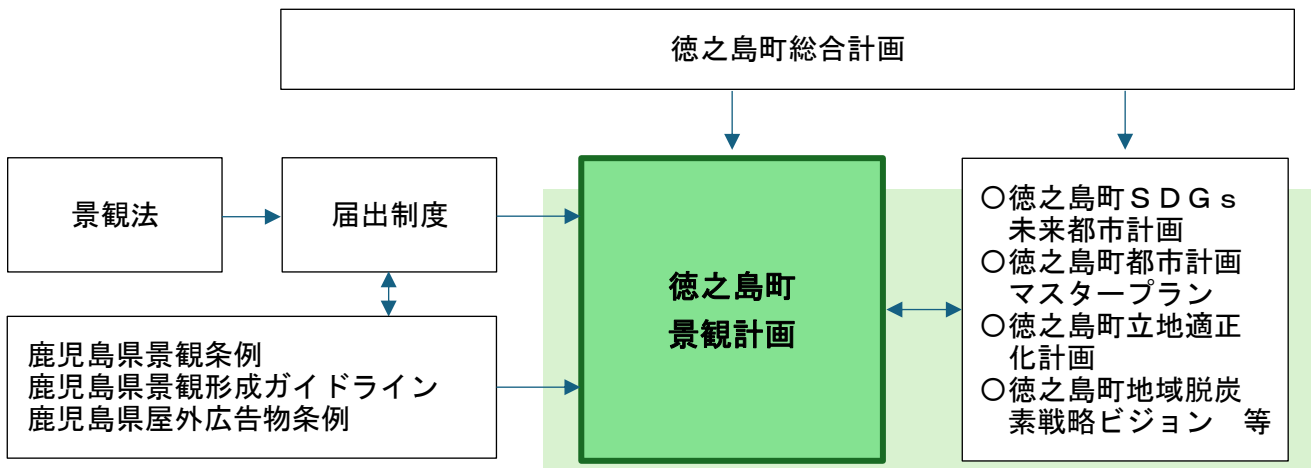
鹿児島県徳之島町

1 計画策定の趣旨

- 徳之島町は、世界自然遺産の多様な生態系、隆起サンゴ礁地形、海岸景観、サトウキビ畑と防風林、闘牛文化・石垣・集落のたたずまいなど、自然と暮らしが重なる固有の景観資産を有します。
- 一方で、再生可能エネルギー設備、屋外広告物、建築物の色彩・形態、夜間照明など、景観への影響が懸念されています。
- 本計画は、景観法に基づく届出制度を中心に、地域の実情に即した“ゆるやかな誘導”と“実効性”の両立を図ります。

2 計画の位置づけ

- 景観法に基づく景観計画として、総合計画等の上位計画や、都市計画マスタープラン等の関連計画、県景観条例・屋外広告物条例等と整合を図り推進します。
- 本計画に基づく届出等の運用は、景観法及び関係法令に基づき実施するとともに、徳之島町景観条例の整備をめざします。



3 景観形成の目標と方針

徳之島の景観は、世界自然遺産に象徴される自然環境と、海・空・星、石垣や屋敷林、サトウキビ畑などの暮らしが重なって成り立っています。

この基層の価値を損なわず、日常の利便・安全、産業活動との両立を図りながら、維持・改善・継承を段階的に進めます。合言葉は「自然とともにある島の暮らしを次世代へつなぐ」とし、観光は量より質を重視し、学びと体験を通じて保全行動につながる仕組みづくりを進めます。

- 基本目標 1 「まもる」
- 基本目標 2 「みがく」
- 基本目標 3 「ととのえる」
- 基本目標 4 「つなぐ」

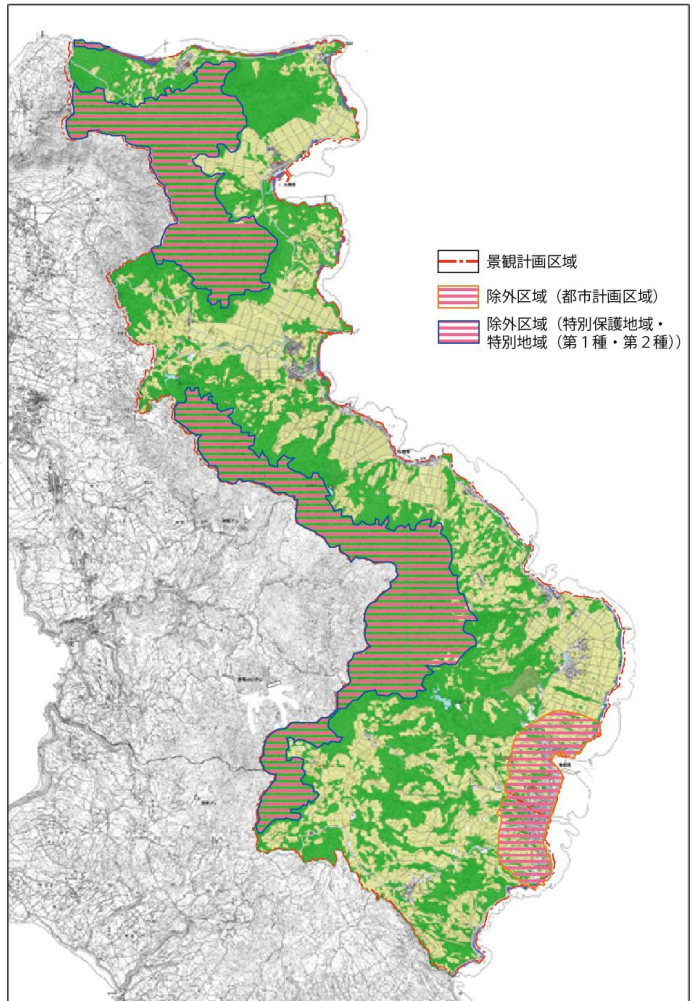
4 景観計画区域の設定

本計画の景観計画区域は、徳之島の景観価値が立体的に重なる 北部の世界自然遺産縁辺域、観光・生活の第一印象を規定する 沿岸回廊、島の原風景を支える 農村回廊(サトウキビ等) を軸に設定します。区域内では、建築・工作物・広告・照明等の見え方を緩やかに誘導し、眺望・夜間環境・反射・造成といった横断テーマに一貫性を持たせます。

一方で、自然公園法に基づく「特別保護地域」「特別地域(第1種・第2種)」および「都市計画区域」は、既存制度により管理が図られているため、原則として本計画の対象外(除外)とします。

ただし、特別保護地域・特別地域(第1種・第2種)の境界付近では、外側からの光(眩光)・反射・高さ・視界の遮り等が価値に影響するおそれがあるため、技術的指針として配慮事項を示します。

また、都市計画区域(中心拠点・港湾背後の市街地)は地区区分からも除外しますが、港周辺など第一印象に関わる場所は「第一印象軸」の考え方を参考として関係管理者と共有し、協議により可能な範囲で整合を図ります。



★自然遺産縁辺ゾーン

夜行性生物・星空への配慮、海岸・稜線景観の保全を最優先。夜間照明は最小限、光の向き・広がり抑制。建築・設備は落ち着いた仕上げとし、景色を遮らない配置・高さに配慮。太陽光等の再生設備は原則制限します。

★沿岸・集落ゾーン

日常生活の景色を大切に、価値を地域で共有します。沿道案内・店先表示は必要な情報を分かりやすく、数を絞って整えることを基本にします。外観は周囲になじむ色合いとし、防風・防潮施設は安心を優先しつつ、家並み・海の眺めとの調和に配慮します。

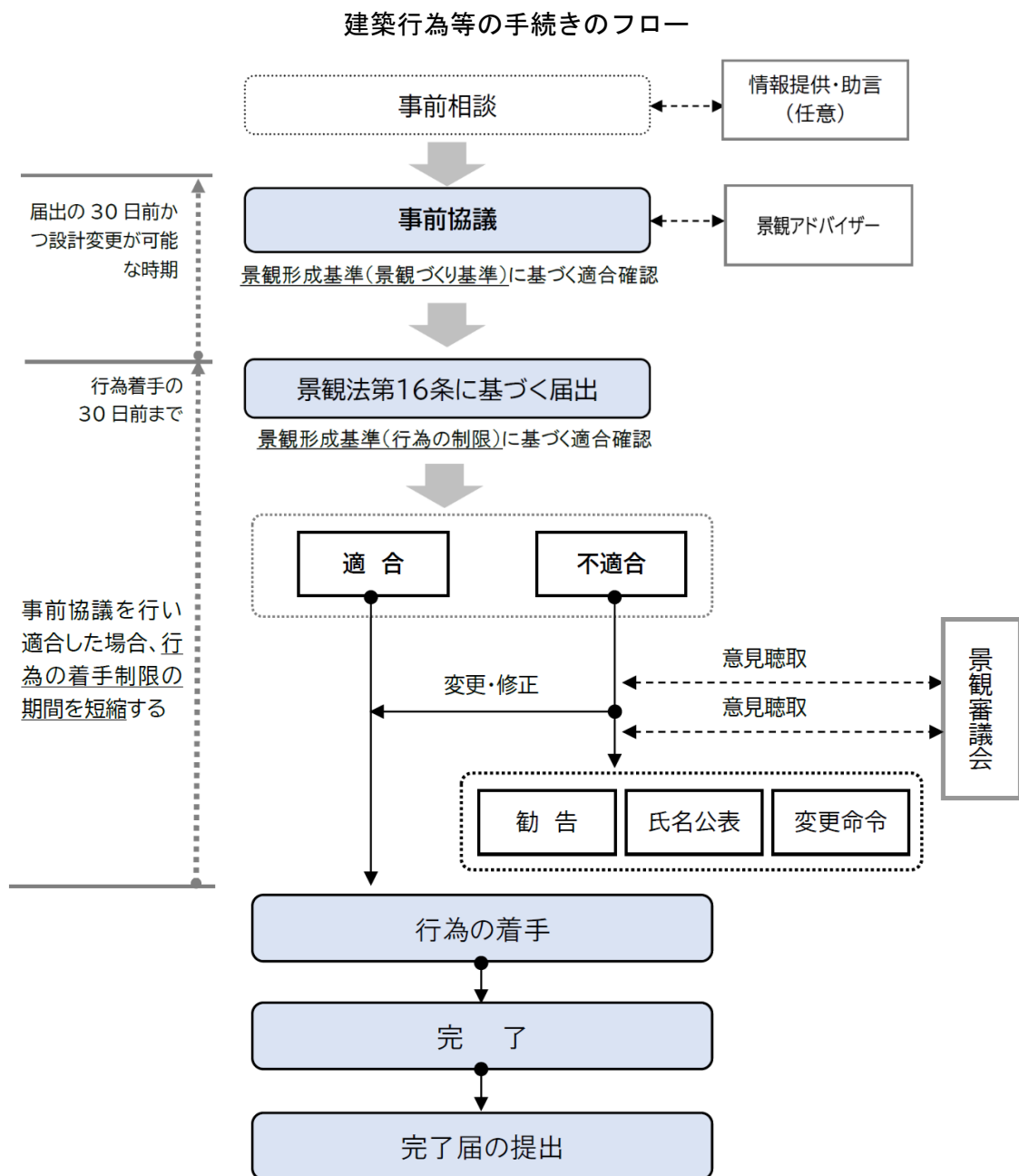
★農地里山ゾーン

原風景を支える場として、造成は必要最小限。やむを得ず土を動かす場合は段づくり・法面緑化で露出期間を短縮します。農業施設・資材置場は地形になじむ配置とし、外観色は植生・土の色に合う落ち着いた色合いを基本にします。照明は安全に必要な最小限とし、光の拡散を抑えます。

5 行為の制限と届出制度

景観計画区域では、景観法第16条第1項により一定の行為について届出を行わなければならないものであり、届出対象行為として、法で定めるもののほか、条例で定めるべき行為及びそれぞれの対象行為ごとの景観形成基準を定めることとされています。

届出対象行為が景観形成基準に適合しないと認められるものについては、設計の変更その他の必要な措置をとる旨の勧告（法第16条第3項）の対象となります。また、特定届出対象行為については、変更命令など（法第17条第1項）ができることとなっています。



主な届出対象行為・規模の目安

(1) 建築物（景観法第16条第1項1号により届出が必要な行為）

届出対象行為	届出を要する規模
新築又は移転	高さ10m超又は延床面積1,000㎡超
増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該行為後上記に掲げる規模かつ当該行為に係る部分の延床面積若しくは面積の合計が10㎡超

(2) 工作物（景観法第16条第1項2号により届出が必要な行為）

届出対象行為	届出を要する規模
①擁壁、垣(生垣を除く)、さく、塀その他これらに類するもの	高さ5m超
②鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(⑤に掲げるものを除く) ③煙突、排気塔その他これらに類するもの ④電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの	高さ10m超
⑤電気供給のための電線路または有線電気通信のための線路の支持物	高さ20m超
⑥高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの ⑦観覧車、ジェットコースター、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設 ⑧コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設 ⑨自動車の駐車のために供する立体的な施設 ⑩石油、ガス、穀物、飼料などの貯蔵施設 ⑪ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設 ⑫彫像、記念碑その他これらに類するもの ⑬太陽光発電設備(地上設置に限る)	高さ10m超又は築造面積1,000㎡超
増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記①から⑬までに掲げる規模の工作物において、当該行為に係る築造面積若しくは面積の合計が10㎡超又は当該行為によって上記に掲げる規模となるもの

(3) 開発行為（景観法第16条第1項3号により届出が必要な行為）

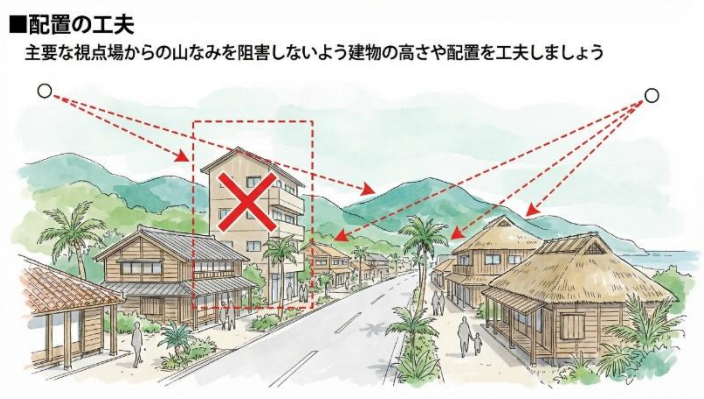
届出対象行為	届出を要する規模
開発行為	面積3,000㎡超又は法面の高さ5m超かつ延長10m超

6 良好な景観形成のための基準

基準 1 配置・高さ・ボリューム

主要な見通しを保ち、圧迫感を和らげる配置と高さとします。必要に応じて、後退配置・分節・庇・植栽で輪郭を整えます。

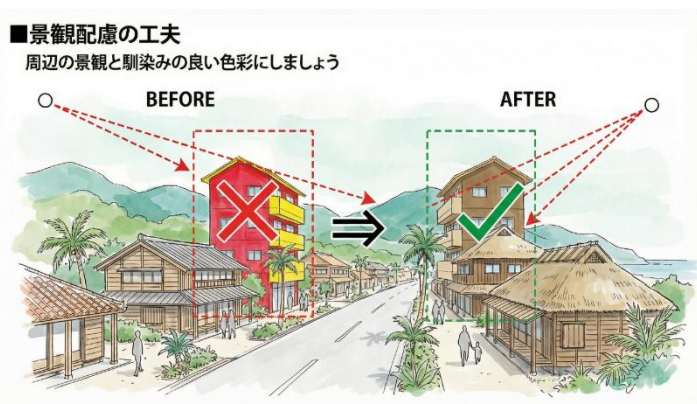
(イメージ例)



基準 2 外装の色・質感

落ち着いた色合いと控えめな光沢を基本にし、過度な光沢仕上げは避けます。

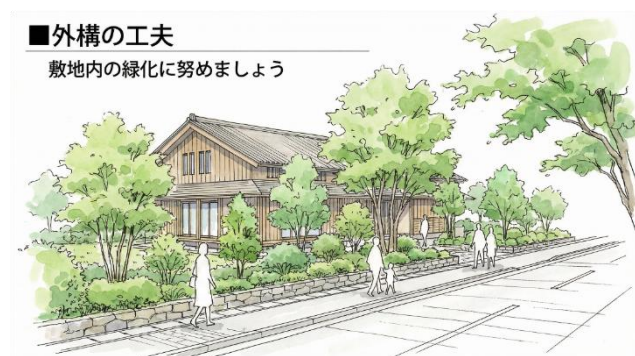
(イメージ例)



基準 3 外構・緑化

歩きやすさと視線の整理を両立します。段築+緑化や生垣・列植で連続的な景色をつくります。

(イメージ例)



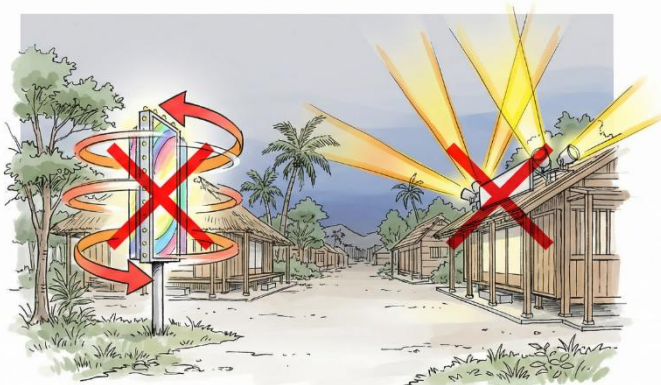
基準 4 照明

安全を確保しつつ、必要な場所・時間・明るさにとどめ、上向きの光やまぶしさを抑えます。沿岸や眺望周辺では事前に影響を確認します。

■景観配慮の工夫

動きのあるものや過剰な光は使用しないようにしましょう

(イメージ例)



基準 5 屋外広告物・案内

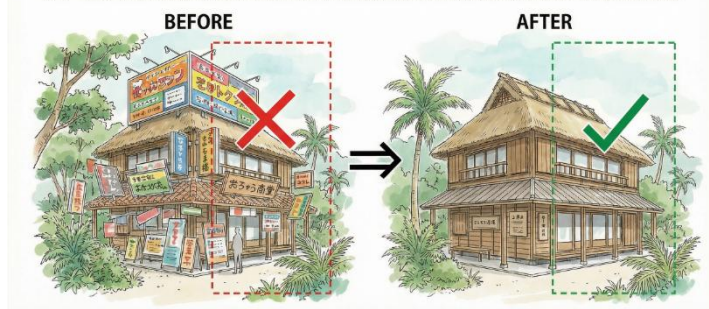
壁面一体の落ち着いた表示を基本とし、突き出し・屋上など高所で目立つ形は控えます。数・大きさ・位置を整理します。

■配置の工夫

近傍の樹林地や道路へ突出しない高さや幅としましょう

壁面一体の落ち着いた表示を基本とし、突き出し・屋上など高所で目立つ形は控えます。数・大きさ・位置を整理します。

(イメージ例)



基準 6 再生可能エネルギー設備

地形になじむ配置と外周のやわらぎを基本とします。自然遺産ゾーンでは原則制限とし、その他の地区でも反射・遠望の見え方に配慮します。

■配置の工夫

太陽光発電設備や風力発電設備などは、斜面地、高台などへの設置は避けましょう

(イメージ例)



7 計画の推進

徳之島町の景観を守り継承し新たに創造するため、町民・事業者・行政の協働で景観まちづくりを進めます。地区の実情に応じて、地区単位の合意形成に基づくルールづくりが進むよう、協定の考え方・運用方法・合意形成の進め方を町が支援します。あわせて、届出制度を補完し周知・相談体制や手続きの明確化を図る観点から、将来的に条例等による仕組みも検討し、地区合意型の取組（建築協定等）との役割分担を整理しつつ、過度な負担にならない範囲で実効性を確保します。

運用面では「徳之島町景観審議会」を設置し、指定事項の審議や計画の運用方法の検討を行います。

- 届出対象行為や景観形成基準、事前相談方法等を、住民・事業者に加え設計・施工・不動産・設備事業者（再エネ含む）まで対象を広げて分かりやすく周知（HPで一括公開、手引き・様式整備、説明会等）し、計画段階から円滑な協議につなげます。
- 景観情報の発信、まちあるき等による意識醸成と資源発掘に努めます。
- 学校教育・生涯学習と連携した学びを推進します。
- 地域活動への情報提供や専門家派遣等の支援を行います。
- 景観協定・建築協定・緑地協定の活用を促進し、必要に応じて景観重要公共施設／景観重要建造物・景観重要樹木の指定・保全を進めます。

8 進捗管理

計画はPDCA（Plan-Do-Check-Action）で進行管理し、取組の結果を検証しながら改善を重ね、段階的かつ継続的な発展を図ります。また、地域の取組が新たな取組を誘発するよう、相互に関係付けて連鎖的に展開することを目指します。見直しは、新たな景観課題に対応するため、5年ごとに計画を見直すとします。

徳之島町役場 企画課

〒891-7192 鹿児島県大島郡徳之島町亀津 7203 番地

TEL: 0997-82-1111

E-mail: kikaku4@tokunoshima-town.org